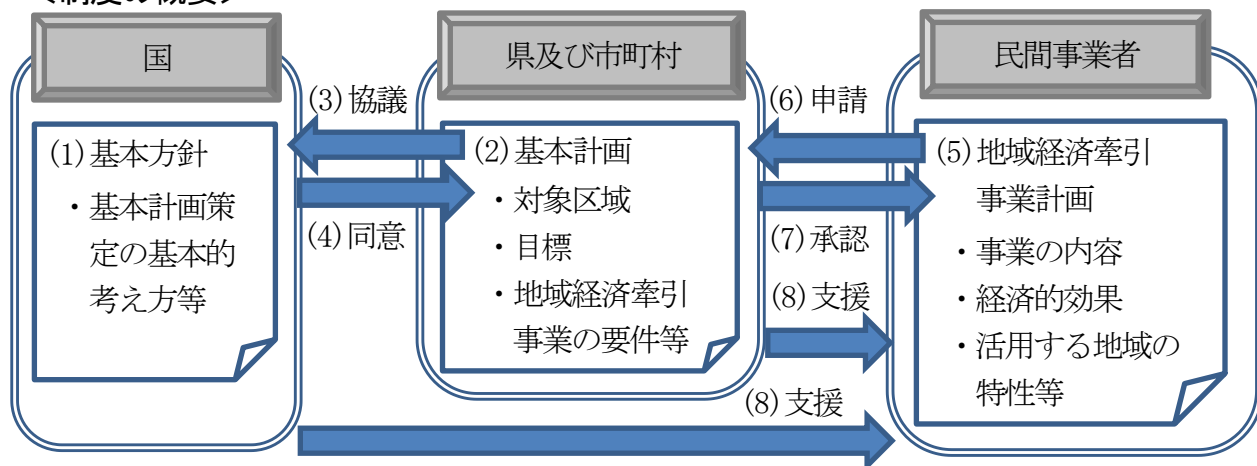


地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法とは

平成 29 年 7 月 31 日に施行された「地域未来投資促進法」では、県及び市町村が策定した基本計画に基づき、地域の事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を受けることで、先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることが可能となります。

<制度の概要>



主な支援措置

1 地域未来投資促進税制（法人税等の課税の特例）※

先進的な事業に必要な設備投資に対する減税又は特別償却

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価額×35%	取得価額×4%
上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5～6%
建物・附属設備・構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

※ 特例適用の要件等については、経済産業省のホームページからご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jigyoku.html

2 サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）等における審査上の加点措置

3 日本政策金融公庫による融資制度